

江別市保育施設入所選考基準新旧対照表（案）

旧				新				
江別市保育施設入所選考基準表 1 基礎点数 (令和3年4月から適用)				江別市保育施設入所選考基準表 1 基礎点数 (令和5年4月から適用)				
類 型	項 目		点数	類 型	項 目		点数	
就 労	月150時間以上の就労を常態とする。		10	就 労	月150時間以上の就労を常態とする。		10	
	月140時間以上150時間未満の就労を常態とする。		9		月140時間以上150時間未満の就労を常態とする。		9	
	月120時間以上140時間未満の就労を常態とする。		8		月120時間以上140時間未満の就労を常態とする。		8	
	月100時間以上120時間未満の就労を常態とする。		7		月100時間以上120時間未満の就労を常態とする。		7	
	月80時間以上100時間未満の就労を常態とする。		6		月80時間以上100時間未満の就労を常態とする。		6	
	月64時間以上80時間未満の就労を常態とする。		5		月64時間以上80時間未満の就労を常態とする。		5	
出 産	妊娠・出産 ※ただし、切迫早産等出産に関して入院、通院又は治療を要する場合は、疾病とする。		8	出 産	妊娠・出産 ※ただし、切迫早産等出産に関して入院、通院又は治療を要する場合は、疾病とする。		8	
疾病・負傷	入 院	入院が1カ月以上に渡ると見込まれるもの	10	疾病・障がい	疾病など	<u>入院(1か月以上の入院または退院後安静を要する自宅治療が1か月以上要すると見込まれるもの)</u>	<u>10</u>	
		入院が1カ月未満と見込まれ、入院期間及びその後の通院・治療期間を合わせると1カ月以上に渡ると見込まれるもの	10			常時病臥	<u>10</u>	
	自 宅 療 養	常時病臥	10			自 宅 療 養	<u>医師により家庭での保育が困難と診断された場合</u>	<u>8</u>
		精神性の疾病（精神障害者手帳1級またはこれに相当する場合）、又は感染性の疾病	10				<u>医師により家庭での保育に支障ありと診断された場合</u>	<u>6</u>
		精神性の疾病（精神障害者手帳2級またはこれに相当する場合）	10		障がい	<u>精神障害者保健福祉手帳1級、2級、身体障害者手帳1級、2級、療育手帳A(またはAに相当する判定書)の交付を受けている場合</u>	<u>10</u>	

旧				新			
類 型		項 目	点数	類 型		項 目	点数
疾病・負傷	自宅療養	医師により家庭での保育が不可と診断された場合	8	疾病・障がい	障がい	<u>身体障害者手帳3級、療育手帳B(またはBに相当する判定書)の交付を受けている場合</u>	<u>8</u>
		医師により家庭での保育が困難と診断された場合	6				
障がい		身体障害者手帳所持者で1級もしくは2級該当者	10	(統合)		(統合)	二
		療育手帳所持者で最重要度もしくは重度該当者	10				
		身体障害者手帳所持者で3級該当者	8				
		療育手帳所持者で中級該当者	8				
同居親族等の 看護・介護		月120時間以上の看護・介護を常態とする。	8	同居親族等の <u>介護・看護</u>		月120時間以上の <u>介護・看護</u> を常態とする。	8
		月100時間以上120時間未満の介護・看護を常態とする。	7			月100時間以上120時間未満の介護・看護を常態とする。	7
		月64時間以上100時間未満の介護・看護を常態とする。	6			月64時間以上100時間未満の介護・看護を常態とする。	6
災害		災害(火災、風水害、地震等)の復旧に当たっている場合	10	災害		災害(火災、風水害、地震等)の復旧に当たっている場合	10
求職活動		保護者の求職活動を理由に保育所を利用する	4	求職活動		保護者の求職活動を理由に保育所を利用する	4
就学等		技術習得等で、職業訓練学校や大学、専門学校等に通学している場合	就労の基準を準用	就学等		技術習得等で、職業訓練学校や大学、専門学校等に通学している場合	就労の基準を準用
虐待・DV		虐待(児童相談所長通知が発出された世帯等)	100	虐待・DV		虐待(児童相談所長通知が発出された世帯等)	100
		DV(家庭裁判所から保護命令が出された世帯等)	12			DV(家庭裁判所から保護命令が出された世帯等)	12
市長による特例		この類型中に掲げるもののほか、明らかに保育を必要と認められる場合	1~10	市長による特例		この類型中に掲げるもののほか、明らかに保育を必要と認められる場合	1~10

旧			新			
2 調整点数			2 調整点数			
類 型	項 目	点数	類 型	項 目	点数	
保護者・ 世帯条件	ひとり親世帯の場合	12	ひとり親世帯の場合		12	
	生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合）	2	生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合）		2	
	法に基づく産前産後休暇・育児休業明けの場合	2	産後休暇・育児休業明けの場合		2	
	保育士等資格保有者が、江別市内の保育施設等※1で保育業務に従事する場合	月120時間以上の就労を常態とする。	6	保育士等資格保有者が、江別市内の保育施設等（※1）で保育業務に従事する場合	月120時間以上の就労を常態とする。	6
		月100時間以上120時間未満の就労を常態とする。	5		月100時間以上120時間未満の就労を常態とする。	5
		月64時間以上100時間未満の就労を常態とする。	4		月64時間以上100時間未満の就労を常態とする。	4
	江別市に転入予定で、賃貸契約書もしくは売買契約書の提出がない場合	-1	(削除)		<u>＝</u>	
	申込児の祖父母と同居（隣家、二世帯住宅を含む。）している世帯。ただし、身体的、年齢的(60歳以上)に保育が不可能な場合、祖父母の就業が理由で保育が不可能な場合は除く。	-1	同居親族等に障がい者がいる場合		<u>2</u>	
保育料を滞納しており、納付の督促に対して誠意ある対応がみられない場合 （過去1年以上保育料を滞納している場合は、調整点数は加算いたしません）	-5	申込児の祖父母と同居（ 二世帯住宅を含む。 ）している世帯。ただし、身体的、年齢的(60歳以上)に保育が不可能な場合、祖父母の就業が理由で保育が不可能な場合は除く。		-1		
保育料を滞納しており、納付の督促に対して誠意ある対応がみられない場合 （過去1年以上保育料を滞納している場合は、調整点数は加算いたしません）	-5	保育料を滞納しており、納付の督促に対して誠意ある対応がみられない場合 （過去1年以上保育料を滞納している場合は、調整点数は加算いたしません）		-5		
		希望する保育所等に入所できない場合に、育児休業の延長を許容できる場合		<u>-10</u>		
児童条件	前年度、保育施設に入所し、継続して同一の保育施設の利用を希望する場合 ※入所の要件を満たしている場合に限る	100	児童条件	前年度、保育施設に入所し、継続して同一の保育施設の利用を希望する場合 ※入所の要件を満たしている場合に限る	100	
	同一認定子ども園内において、1号から2号に移る場合	10		同一認定子ども園内において、1号から2号に移る場合	10	
	入所申請児童が障がいを有している場合	2		(統合)	<u>＝</u>	

旧			新		
類 型	項 目	点数	類 型	項 目	点数
児童条件	食物アレルギーにより、アレルギー対応施設を希望する児童の場合	1	児童条件	食物アレルギーにより、アレルギー対応施設を希望する児童の場合	1
	兄弟姉妹が既に入所している施設に入所を希望する場合	3		兄弟姉妹が既に入所している施設に入所を希望する場合(※2)	<u>5</u>
	兄弟姉妹と同時に申し込む場合	2		兄弟姉妹が既に入所している施設以外の入所を希望する場合(※3)	<u>2</u>
	兄弟姉妹と同時に申し込む場合(※4)			2	
				小学校3年生以下の扶養する子が3人以上いる場合	<u>1</u>
転園・卒園	年度当初の転園(市内の企業主導型保育施設からの転園を含む)	1	転園・卒園	年度当初の転園(市内の企業主導型保育施設からの転園を含む)	1
	兄弟姉妹が既に入所している施設への転園を希望する場合	3		兄弟姉妹が既に入所している施設への転園を希望する場合(※5)	<u>5</u>
	市内の小規模保育施設等を卒園し、連携施設(受入機能を持つものに限る)への入所を希望する場合	50		市内の小規模保育施設等を卒園し、連携施設(受入機能を持つものに限る)への入所を希望する場合	50
	市内の小規模保育施設等を卒園し、連携施設(受入機能を持つものに限る)以外への入所を希望する場合	30		市内の小規模保育施設等を卒園し、連携施設(受入機能を持つものに限る)以外への入所を希望する場合	30
	廃止となる認可保育施設からの転園	30		廃止となる認可保育施設からの転園	30
その他	保育の緊急度が高く、特に配慮が必要な場合	1~ 100	その他	保育の緊急度が高く、特に配慮が必要な場合	1~ 100

3. 利用調整について

調整方法は下記のとおり行う

(1) 江別市民を優先とし、合計点数の高い方から順に入所調整を行う

(合計点数=基礎点数+調整点数)

ただし、ア・イに当てはまる場合は、江別市民と同様に扱う

ア 市外在住者である保育士等資格保有者が江別市内の保育施設等※1で保育業務に従事する場合

イ 江別市に転入予定の場合

※1 保育施設等…認可保育所、認定こども園、地域型保育施設、幼稚園、企業主導型保育施設、**放課後児童クラブ**

※2.3.4.5は、重複した加算は行わないものとする。

旧		新																																													
<p>(2) 同一点数の時の優先順位は次のとおりとする</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>過去保育料に滞納が無い</td></tr> <tr><td>2</td><td>保育士等資格保有者が江別市内の保育施設等※1で保育業務に従事している</td></tr> <tr><td>3</td><td>兄妹姉妹が既に入所している</td></tr> <tr><td>4</td><td>同居者なしのひとり親世帯</td></tr> <tr><td>5</td><td>基礎点数が高い順</td></tr> <tr><td>6</td><td>多子世帯</td></tr> <tr><td>7</td><td>核家族世帯</td></tr> <tr><td>8</td><td>市町村民税の所得割が低い世帯</td></tr> <tr><td>9</td><td>世帯の状況から総合的に判断</td></tr> <tr><td>10</td><td>抽選による選考</td></tr> </tbody> </table>		順位	内 容	1	過去保育料に滞納が無い	2	保育士等資格保有者が江別市内の保育施設等※1で保育業務に従事している	3	兄妹姉妹が既に入所している	4	同居者なしのひとり親世帯	5	基礎点数が高い順	6	多子世帯	7	核家族世帯	8	市町村民税の所得割が低い世帯	9	世帯の状況から総合的に判断	10	抽選による選考	<p>3 <u>同点</u>の時の優先順位は次のとおりとする</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>過去保育料に滞納が無い</td></tr> <tr><td>2</td><td>保育士等資格保有者が江別市内の保育施設等※1で保育業務に従事している</td></tr> <tr><td>3</td><td>兄妹姉妹が既に入所している</td></tr> <tr><td>4</td><td>同居者なしのひとり親世帯</td></tr> <tr><td>5</td><td>基礎点数が高い順</td></tr> <tr><td>6</td><td>多子世帯</td></tr> <tr><td>7</td><td>核家族世帯</td></tr> <tr><td>8</td><td>市町村民税の所得割が低い世帯</td></tr> <tr><td>9</td><td>世帯の状況から総合的に判断</td></tr> <tr><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr> </tbody> </table>		順位	内 容	1	過去保育料に滞納が無い	2	保育士等資格保有者が江別市内の保育施設等※1で保育業務に従事している	3	兄妹姉妹が既に入所している	4	同居者なしのひとり親世帯	5	基礎点数が高い順	6	多子世帯	7	核家族世帯	8	市町村民税の所得割が低い世帯	9	世帯の状況から総合的に判断	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
順位	内 容																																														
1	過去保育料に滞納が無い																																														
2	保育士等資格保有者が江別市内の保育施設等※1で保育業務に従事している																																														
3	兄妹姉妹が既に入所している																																														
4	同居者なしのひとり親世帯																																														
5	基礎点数が高い順																																														
6	多子世帯																																														
7	核家族世帯																																														
8	市町村民税の所得割が低い世帯																																														
9	世帯の状況から総合的に判断																																														
10	抽選による選考																																														
順位	内 容																																														
1	過去保育料に滞納が無い																																														
2	保育士等資格保有者が江別市内の保育施設等※1で保育業務に従事している																																														
3	兄妹姉妹が既に入所している																																														
4	同居者なしのひとり親世帯																																														
5	基礎点数が高い順																																														
6	多子世帯																																														
7	核家族世帯																																														
8	市町村民税の所得割が低い世帯																																														
9	世帯の状況から総合的に判断																																														
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																														
<p>(3) 年度途中の転園希望者の選考については、新規入所希望者を優先する ※1 保育施設等：認可保育所、認定こども園、地域型保育施設、幼稚園、企業主導型保育施設</p>		<p>4 利用調整の方法について (1) 江別市民を優先とし、合計点数の高い方から順に利用調整を行う (合計点数＝基礎点数＋調整点数) ただし、ア、イに該当する場合は、江別市民と同様に扱う ア 市外在住者である保育士等資格保有者が江別市内の保育施設等※1で保育業務に従事する場合 イ 江別市に転入予定の場合 (2) 年度途中の転園希望者の選考については、新規申込希望者を優先する</p>																																													